

商工委員会議録第四十七号

昭和三十一年五月十一日(金曜日)

午前十時五十九分開議

出席委員

- 委員長 神田 博君
- 理事小笠 公昭君 理事鹿野 彦吉君
- 理事小平 久雄君 理事笹本 一雄君
- 理事長谷川四郎君 理事中崎 敏君
- 理事永井勝次郎君

- 秋田 大助君 阿左美廣治君
- 内田 常雄君 大倉 三郎君
- 菅 太郎君 菅野和太郎君
- 椎名悦三郎君 島村 一郎君
- 鈴木周次郎君 田中 角榮君
- 南 好雄君 山本 勝市君
- 加藤 清二君 佐竹 新市君
- 田中 武夫君 帆足 計君
- 松尾トシ子君 松平 忠久君
- 水谷長三郎君

- 出席國務大臣 石橋 湛山君
- 出席産業大臣 坂根 哲夫君
- 出席府委員 川野 芳滿君
- 正取委員(公) 坂根 哲夫君
- 事務局(局長) 岩武 照彦君
- 通商産業 岩武 照彦君
- 通商産業事務官 (大臣官房長) 鈴木 義雄君
- 通商産業事務官 (重工業局長) 鈴木 義雄君
- 通商産業事務官 (中小企業局長) 秋山 武夫君
- 庁振興部長 秋山 武夫君

- 委員外の出席者 大蔵事務官(主税局税制第一課長) 白石 正雄君
- 通商産業事務官(繊維局長) 佐々木彰一君

専門員 越田 清七君

五月十一日

委員多賀貞眞君辞任につき、その補欠として勝間田清一君が議長の指名で委員に選任された。

五月十日

旭川市に木材糖化工場設置の陳情書(旭川市議会議長岡島保二郎)(第六七八号)

繊維工業設備臨時措置法制定反対に関する陳情書(大阪市南区難波新地二番丁二十七番地関西繊維機器工業会長松田寅之助外十五名)(第六八〇号)

百貨店法制定に関する陳情書(東京都大田区入新井町六丁目四十二番地狩野昌平外五十三名)(第七〇九号)

对中国貿易禁輸制限の緩和等に関する陳情書(東京都中央区日本橋茅場町二丁目四番地日本中小企業国際貿易協議会長豊田雅孝外十四名)(第七三四号)

本日の会議に付した案件
繊維工業設備臨時措置法案(内閣提出第八三三号)

○神田委員長 これより会議を開きます。

繊維工業設備臨時措置法案を議題とし、審査を進めます。質疑を継続いたします。質疑の通告がありますから順

次これを許します。小笠公昭君。

○小笠委員 繊維工業設備臨時措置法案に關します質疑は、累次の質疑によりましてだんだんとそのねらい、またそのやり方等についてはつきりして参りましたので、本法案をめぐりますいろいろな問題点につきましても大体出

筋したかと考えるのでございます。そういう意味から見まして、私の質問は出て参りました問題点を集約して、はつきりと政府側の意見をただしておきたい、こういう趣旨で御質問を申し上げる次第であります。本法案の第一

条に規定いたしますところによりまして、現在の繊維工業の不安定、景気の波にただよっておるその姿は、過剰設備に原因するところの姿は、過剰設備の基本的原因であります。過剰設備の規制を行ひ、ここに適正なる設備能力を持つことによつて、繊維産業の振興

は考へるのであります。また、政府側の御答弁も大体右に集約し得るかと思へるのであります。しかして、この目的から考へますときに、本法案の中におきまして二つの問題がはつきりとクローズ・アップされるのではないかと

と思つております。その一つは、本法の諸規定は、先ほど申し上げました本法のねらいを十分に、そして円滑に実現し得るに十分であるかどうか、こ

ういう問題であると思つておりま

す。特に本法の対象としたしてお

す繊維工業のうちの織布部門あるいは

染色加工の部門に至りましては、業界

が中小企業を主として構成分子とい

しておりますので、本法の規定するこ

とが自主的に行得るかどうか、この点につ

きましては、昨日の本委員会におきま

して阿左美委員からも強く要望をいた

されておつたと思つております。私

は、本法施行の円滑なる運営上の問題

として、ここに一つの弱さを持つてお

る程度の補助をいたしまして、そうし

て織布部門の機械等の整備をやる、こ

ういうことにはいたしておる次第であ

ります。実は初めにおきましては、さら

に相当の予算を請求いたしましたのであ

りますが、財政の関係で非常に予算が

減りましたことは遺憾に存じておりま

す。しかし、さらに来年度におきまし

ては予算を要求いたしましたので、不足

分はさらに援助申し上げたい、かよう

に考へておる次第であります。

なお機械の面でございますが、今回

は綿紡等の過剰部門の機械の整備はや

りませんが、不足部門につきま

しては、あるいは新規を認める、こ

ういうことにもなつてお

ります。政府といたしまして機械の更新促進を

やりたい、こ

て、立法論として、これらの諸規定で与えられておる諸条件から考えますとき、果して目的が完全に果し得るかどうかが、こういう点であります。その点はそれといたしまして、特に本日お伺いしたいと思ひますのは、第二の関連産業への影響の問題、いわゆる中小企業と中小企業の調整の問題をどう考えていくかという点で、ここに中小企業対策の最も困難なる面を露呈いたしておる私は率直に思うのであります。何を考えましてもこの面は非常にむずかしい。中小企業と大企業の問題ならば比較的割り切りやすいのであります。中小企業同士の相剋問題をどう調整していくか、こういう問題にありと考へるのであります。その意味においてお伺いしたいのであります。

まず第一に、先般の委員会におきまして、政府は「主要先進諸国における繊維工業対策」という大部の資料を御配付になっております。この資料の第一に、英国の關係が書いてある。英国の綿糸紡績部門におきまして設備制限の立法をいたしていることが記載されているのであります。この英国においてこれらの諸法令の立法に際して関連産業に対していかなる配慮を下したか、この点についてこの資料は触れておらないので、まずこれを伺いたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 私からお答えするのは適当かどうかわかりませんが、イギリスの繊維工業の場合におきまして、関連産業に対する対策というものは特段のことではないように聞いております。ただしこれは私の個人的考へでございますが、イギリスではやはり紡績

機関係あたりでは更新についてこちらでお申す資金のようなものが相当出ておるようでありまして、イギリス繊維機械産業につきましても、やはり輸出を中心として相当伸びておる、こういうふうな聞いております。

工業設備臨時措置法の施行におきまして、政府は繊維関係機械の生産に及ぼす影響をいかなる程度であるとお考へになっておるか、まずこれを伺いたいと思ひます。

○鈴木(義)政府委員 御質問の点、具体的に申し上げますと非常にむずかしい問題でございます。繊維設備制限措置によりまして、これを設置しておきますれば、相当の影響が憂慮されるわけでございますが、ただいまこれに對しまして政務次官からお答え申し上げました通り、二つの方針をもつて、できるだけかような影響を少くしたい、こういうことで努力をしておるわけでありまして、一つの方針は更新についてできるだけの努力を払う。ここに更新につきましても臨時機械更新打合せというものを関係業界を集合しまして作りまして、通産次官が主宰されて、これによりまして紡績及び織機の計画的更新を大いに促進をしていきたい、こういうことが一つであります。

それと輸出につきまして特段の促進策を講ずる。輸出の關係は海外の市場關係でなかなかむずかしい問題もございまして、これもわれわれは輸出會議に諮りまして、輸出の目標をきめまして、これによって市場開拓なりあるいは技術のアフター・サービスといううな点で努力をする、こういうことで内需及び輸出の面においてできるだけ需要を喚起し、それによって機械關係の業界の受ける影響を少くしよう、こういう努力を払っておる次第でございます。

○小笠委員 たいだいまの御答弁は、具体的に本法案の実施によりまして、関連機械工業へ与える影響の限度という

ものについて、端的に何多くらい影響を与えらるうかと想定しておるかどうかが、こういうふうな質問に対して答えられずには、抽象的なといひますか、対策の御説明があったようでありまして、しかしながら二つの対策をあげられて、これに善処しようということでは、相当の影響ありという認定に立っておるものと私は断定せざるを得ないのであります。相当な影響——相当とはいかなる意味かわかりませんが、まああるということでありまして、相当の影響ありという前提に立って二つの案を考へておる。臨時機械更新促進打合せと輸出の振興という二つの面からこれを解決し、繊維機械に関する需要の減退を防止しよう、こういう考へであるようでありまして、私も率直に言つてこの面以外にはないだろうと考へるのであります。しかしながらこの二つの面についてはただいまの御答弁だけでは実は満足いたしかねるのであります。まず第一に本法案のねらいが、先ほど申し上げましたように、過剰設備の除去によって繊維産業の安定をねらつていくというのであります。同時に繊維部門の近代化をはかり、その能率の増進を期待しているものと考へざるを得ないのであります。こういうふうな点から考へますれば、本問題は日本の産業、特に日本の工業界におきまする現状から考へますと、この問題が一般共通問題であるとして考へるのであります。設備を最も能率的なものに計画的に更新していくということ今日ほどはなほだしい急務はないと考へるのであります。そこで私はこの際これらの設備の近代化をはかつていく上におきまして、具体的にどう

いう手をとっていくか、これが問題であると思ひます。特に今日の日本の機械設備の耐用年数につきましては、旧態依然たるものがあるといわざるを得ないのであります。数年前に企業合理化促進法によって特別償却を認め、これによって設備の近代化を促進したものであります。これが適用されておる業種はわずかにすぎません。特に重点産業に限られておるようでありまして、ここに安定化へさしかつた日本の経済界といたしましては、この設備の更新のために設備の耐用年数の短縮という問題が、まず第一に取り上げられなければならないと思ひます。一般に、この問題が政府側はどう考へておるのか、企業合理化促進法以来この問題が絶えておるのでありますから、この点につきましても大蔵省主税当局の一般的基本的な方針をまず伺いたいと思ひます。

○白石説明員 お答えいたします。ただいまお述べになりましたように、一般的に産業の近代化をはかりました場合には、合理化促進法に基づきまして、初年度二分の一償却の制度を開いておられますし、またその他におきましても、三年間五割増しといううな制度も開いておられて、近代化、合理化といううなことをそういううな面から促進をするという道を開いておられます。これは、御承知の通りでございます。また一般的に耐用年数のいかにいうことにつきましても、去る二十六年におきまして一般的年改訂を行ひまして、機械その他の耐用年数が実情に即する

○小笠委員 たいだいまの御答弁は、具体的に本法案の実施によりまして、関連機械工業へ与える影響の限度という

よる改訂を行なつたわけでございます。更新に役立っておるものと考へておるわけでございます。個々の詳細な問題につきましては、なお検討の余地があると思はれておりますが、一般的に二十六年に改訂いたしました結果は、諸外国に比較いたしました耐用年数は短かくこそあれ長いものではないというように承知いたしておる次第でございますが、これらの点につきまして、さらに私どもといたしまして絶えず検討を重ねたいと思つておる次第でございます。

○小笠委員 耐用年数の税法上の規定が二十六年に改正されました、その後大体世界的な水準に近くなつておる、世界水準よりも短かいくらいだといふ御答弁があつたようでありませうが、世界の設備の状況と日本の設備の状況とは、非常に違つた産業構造の関係があるものであります。本問題を特に中小企業というふうなものを考へまするときに、これらの問題は設備の更新の促進という見地から見まするとき、最も重大な問題であると私は考へるの

【委員長退席、鹿野委員長代理着席】
たとえば綿織物とかあるいは絹、人絹織物のような設備でも、二十三年と見ると現行の規定であります。二十三年の設備耐用年数というものは、今日の機械技術の進歩の状況から考へまするときに、あまりにも長いのではないかと考へるのであります。こういうふうな意味において、私は本案の策定に当りまして関連産業への問題を考へる

ときに、まずこの問題を具体的に考へたことだと思つております。これまた本法案を提出されるまでにおいて、この問題を政府内部においていかに取り扱つたか、まずこれを伺いたいと思つております。

○佐々木説明員 ただいまの耐用年数の問題につきましては、今度の法案の作成とほぼ同時に、非常にひまのかかる仕事でございますが、一応作業を終えまして、一案を作りまして通産省内の企業局の方にも持ち込みますと同時に、大蔵省主税局の方にも一応御説明に上りまして、せひ何とか改訂をお認めいただくように目下交渉をいたしております。お願いをしておる中途でございます。

○白石説明員 私の方からお答をいたします。ただいまお尋ねの織維の機械の耐用年数が二十三年程度で、これは非常に長いのではないかと、こういうお尋ねでございますが、これにつきまして、私も通産省の方からいろいろお話を承つておるわけでございます。その節のお話といたしましては、二つの観点から考へなければならぬのではないかと。第一の問題は今回織維工業に對します特別の措置が立法せられるにつきて、特に関連産業との関連を考へて、この法案に關連して特別に耐用年数を短かくするといふ例を考へるという問題が一つ、それから一般的に織維工業に對します耐用年数の二十三年というものが長いのか短いのか、どうも長いようだからこれをもう少し短縮せよという一般的な問題として取り上げるのか、こういう二つの点があるかと考へるわけでございます。

第一点のこの法案に關連いたしました、法案上の措置といたしまして特別の特例を設けることにつきまして、これは、租税の面から産業政策あるいは経済政策を促進するといふことは、これはやはり適当な措置であると思はれますので、できる限りこれに協力しなければならぬといふことはわれわれ承知いたしておるわけでございますが、他面最近におきまして租税上の各種の減免措置がいろいろの方面から批判もせられておりました。また負担のいかんというふうな点からむしろ整理すべきではないかという意見も行われておるような状況でございますので、そういう面におきまして、その租税上の特殊の減免措置の及ぼす経済効果と、それからその負担關係に及ぼす兼ね合いというふうなものにつきまして、慎重に検討の結果措置しなければならぬのではないかと、こういうように考へておる次第でございます。そういたしますと、今回の法案に關連いたしましたことは必ずしもその機械の需要に直接關連するといふことにはならないのでございまして、間接には確かにそれだけの資金が織維工業の方に留保されまして、それによつて機械の更新に役立とうことには相なるかと思はれますけれども、関連がやや間接的になるのではないかと、この点につきまして、なお慎重に検討すべきものではなからうかと、こういうふうに考へておる次第でございます。

次に第二点の、一般的に耐用年数を織維工業につきまして短縮すべきであるかどうか。これは二十六年に私ども

が耐用年数の改訂を取り上げましたときにおきまして、やはり一つの産業だけではないに、一般的な改訂に波及いたしましたに相當大規模のことになりまして、これはまた二十六年以来もうすでに相當の年数たつておりますのでこの検討をやらなければならぬ、と考えておる次第でございます。今織維工業だけ直ちに行つたとしても、なかなか一般的な関連の問題もございまして困難かと考へますので、そういう点全般を考慮した見地から検討いたしたいと思つておる次第でございます。

○小笠委員 問題は本法案の関連産業のいゝゆる操業度の維持の見地から見ますときに、お話の通りあくまで間接的手段であることは間違いないと思はれます。しかしながら間接的な手段ではあります。この実行によつて企業の内部が比較的充実してくる、従つて設備の更新への意欲を促進するものと考へざるを得ないのであります。そういう意味におきまして日本の工業政策一般の問題として、広く、五年を経過した今日、新しく再検討するチャンスになつておる。しかしながら各産業それぞれ特殊事情もあり、なかなか一般的な結論を出すことは困難であると思つておる。今日この当面的問題になつております。織維産業の設備の遷延といふ、このさしあたり与えられた問題に對処して、先ほど来たたびたび申し上げますように織維の産業と織維の機械を作る機械業者、すなわち向中小企業者の調整問題をどうするかという問題は、これらに關連する国民の数が多

緊急な問題であると考へるのであります。この意味におきまして一般的な設備の耐用年数の改訂が先に延びるといふ問題に對する対応策として、この織維の設備処理の對象となるような設備に限つて、臨時的な措置がとり得られないものかと私は思つておる。特に一般論から切り離してここに特殊問題として、しかも臨時的な問題として、この問題を取り扱う御意思があるかどうか、まずこれを伺いたいと思つておる次第でございます。

○白石説明員 お答をいたしました。先ほど申し上げましたようなことを考へておる次第でございます。お尋ねの点につきまして、これはなお慎重に検討いたしたいと思つておる次第でございます。

○小笠委員 本問題は相當むずかしい問題であることは、私も十分承知いたしておるのであります。だが先ほど申し上げましたように、当面投げかけられた問題の解決の一助としてこの問題を早急に解決する必要がある、こう考へるのであります。この意味において政府当局におきましては、通産当局といわず大蔵当局といわず、政府は多数の国民の従事しているこの大問題を解決する意味において、百尺竿頭一歩を進められんことを切に私は要望して、その実現を待つ次第であります。

次に私は設備の更新の問題に關連して第二点の問題があると思つておる。その前に、先ほど政府当局は設備の更新促進協議会を作つて万遺憾なきを期したいといふ御答弁でありました。この協議会を作つて万遺憾なきを期したいといふことは、いかなる限度において、いかなるメトリデをもつて

これをやっていくとするのであるか、その具体的な内容と一つの目標数字をお示し願いたいと思うのであります。

○鈴木(義)政府委員 この更新促進打合せは、先ほど申し上げました通り、通産次官が主宰しまして、各紡績業者、織物業者及び紡織機製造業者、これの会合によって大いに設備更新を促進することになっております。また東京、大阪、名古屋、それぞれ通産局別にもさような打合せを開きまして、中央できめられた計画を各地方別に促進したい、大体そういう考え方でございます。

方法論といたしましては、この打合せにおきまして、具体的に更新計画を作成するわけでございます。それにつきまして、いかにこれを促進すべきかという方策を打ち合せし、その更新計画に基づきまして、事業所別、期別に更新計画をとりまして、その実施状況を常にトレースしていく、こういう方法で進めていきたい。先ほどお話がありました耐用年数の問題等も、通産省としてはできるだけ強力にこれを御考慮願うように大蔵省と折衝してござります。また、そのほか多くの面において更新を大いに促進する措置を講じた

い、こういう考え方でございます。○小笠委員 設備の耐用年数の問題が一つの焦点であると同時に設備更新の計画的運営の問題が大事なのであります。特に設備の更新を計画的にやる、こういう意味におきまして、組織の問題は先ほど政府委員の御説明の通りであらうかと考えるのであります。先ほど引例いたしました、この配付された主要先進国における繊維工業対策

の英国の例を見ますときに、まず設備更新対策に対して、促進の意味において多大の助成がなされておられると思ふ。助成措置によってこれがいわゆる推進をはかっておられるのであります。政府はこれらの問題について、本年度一億二千万という、若干の補助金とれておるのであります。お示しの参考案に比べると実数は幾々たるものであるとあります。この意味におきまして、この助成補助というふうな対策に対して、少くとも英国等の先進国の程度まで来年度以降においてせひやろうとするのか、それはあくまで予算折衝の結果に待つのだというふうな形に考えておられるのか、そこらの決意なり意向のほどをまず伺いたいと思ふのであります。

○川野政府委員 先ほど申し述べましたように、実は予算の計上に当りましては相当地に予算をとりたく考えまして、財政当局にも御要求申し上げた次第であります。しかし財政の関係上、本年は一億二千万、こういうことになった次第でございます。さらに来年度においては相当地の予算を獲得すべく、政府に要求したい、かように考えておる次第であります。なお設備近代化の補助金におきましても、できるだけこういう面に重点的にこの補助金を流したい、かようにも考えておる次第であります。

○小笠委員 設備の近代化、特に今回問題になっておる繊維機械部門に対する助成の問題も次に問題になってくると思ふのであります。予算問題はあくまで予算の最後のところできまるので、今明言が困難であらうかと思ふのであります。この点をはっきり

さすというか、これに対して強い決意を持たなければ、私は本案の実施がなかなかむずかしいのではないかと、こう考へる一人でありませぬ。その意味におきまして、普通の中小企業の補助金だとか、あるいは船舶に対する利子補給の補助金であるとか、そういう一般の補助金とは違った意味におきまして、本法案のねらいを完全に果すかどうかにかかるといふ重大な意義を持つ補助金であると私は考へるのであります。同じ補助金といつても内容が違った意味であります。本法案は、多くの面におきまして、運用の適否にかかっているところがあるが非常に多いのであります。運用の適否にかかっている法案であるがゆゑに、特にその運用上におきます重点の一つとして、この問題を私は重視せざるを得ないのであります。そういう意味におきまして、政府ははっきりとした腹がまえを持って本問題を解決されることをお願いするわけであります。

総じて設備更新促進の協議会におきまして、まず更新計画を立てる、更新計画を立てて、これが実行に当る際に、問題は金融措置である。この金融措置に、問題は金融措置はいかなる考へ方をもつて進んでおられるのか。補助金のはかに若干の金融を援助する、仲介するということのような考へ方では私にはなかなか困難であると思ふ。特に政府関係機関等を動員してこれらの更新計画遂行に必要な資金を必ず確保するんだ、しかも更新計画にはどれだけの資金を必要とするかというふうな問題についての計画なりあるいは用意な問題があるかどうか、まず伺いたいののであります。

○佐々木説明員 たいだいの資金の点でございますが、御説の通り実施上の問題といたしましては、融資の問題が事の成否を決する上に大きな点になるかと思ふ。先般来特に私の方で力を入れて推進して参りましたのは、中小公庫融資の關係と、それから設備近代化の補助金、この二つの面で特別に準備を進めておるのであります。御参考までに申し上げますと、昨年の中小公庫融資は、織物業に對しましては、総額で三億八千六百万円、これは綿、絹、人絹、毛及びタオルの四業種のものの集計でございますが、約四億ぐらゐのものが一年間に融資せられておりました。これは設備更新のためというものの集計でございます。またこの際におきましては、特に中小企業庁あるいは公庫当局の特別の御配慮もいただきまして、別にワタ扱といふ、われわれの知っておりません範囲で一番優先的なお扱いをしていただいております。そういう關係で、比較的其他の業種と比べて成績のいいような融資という結果になっておるよう存じます。もちろんこれには担保の問題その他まだ解決すべき幾多の問題がござりますが、本年度といたしましては、ただいまのお話のように、こういうやり方をさらに一段と推進をいたしまして、法律の運用の円滑をはかるといふつもりでございます。

なお紡績業につきましては、一般的に中小企業でないような感じが持たれておるのであります。われわれの方で調べたところによりますと、綿紡百三十数社の中で約七十社見当のものが一応中小企業の範囲に入ってくるような調査の結果になっております。従い

ましてこれらの方面につきましても、織物業と同様、公庫融資ということでは何か適当な手が打てるのではないかと、また打った方がいいというふうなつもりで現在その仕事を進めております。なお資金量につきましては、現在正確な集計ができませんので、ここで申し上げかねるのは残念でございます。やはり本年度は相当の資金をどうしても必要とすると思ふ。特に機械關係の關係もござりますので、われわれの方といたしましては、昨年よりもさらに強くお願いしたいというふうに考えております。

それから設備近代化補助金につきましましては、中小企業庁からもお見えになっておりますので、私どもの方からは簡単に申し上げますが、昨年の実績におきましては、繊維關係は、全近代化補助金の約六割を占めるといいます。六割を織物の方に補助をしていただいております。その意味では非常に厚まれているような感じがいたしております。本年もたいだいまちやうどの補助金の配分につきまして、仕事の方は十分ございまして、企業庁の方には十分お願いをしまして、昨年よりもさらに少しでも多く補助がしていただけるようにお願いしたいと思っております。

○小笠委員 たいだいまのお話を伺いまして、昨年度の実績につきましては承知いたしましたのであります。私先ほど承知いたしましたのであります。本法案の趣旨達成は、行政運用にかかるところが非常に大きい、その意味から、運用上の問題として設備を更新するんだ、するんだと言いながらも、これに先だつところの用意が不十分であると

四

いうことを指摘いたしておるのであります。昨年度三億八千六百万円の融資が四業種に対して出されたとはいいな

が、これを見まするとき、この調子でいくならば、今度の整備計画等のプランスというものがとれぬのではないかと私は考えるのであります。特に従来の行政方針とは違つた、先ほど申し上げましたように、当面授け出された問題に対処する対策としては、まことに不十分であり、無準備だと私はい

ざるを得ないと思つております。この意味におきまして、まず五カ年計画によつて設備の制限をし、同時に更新をしていこう、こういう考え方でありまするならば、おのずからこれに伴う必要資金というものは想定があるはずである。その準備なしに本法案の最終決定はできないものと私は考えるのであります。この意味から、ただいまの御答弁によりますれば、それはまだできておらないのであります。大よその数字はあるだろうと思つて、この大よその数字を基礎にして、早急に具体的な計画のステップに入ること

を特にお願ひしたいのであります。次に金融の問題に關連いたしました、政府側の答弁によりますれば、一応のワクを予定いたしましたも、担保その他の問題で所期の通り行きかねるかもしれないという懸念の氣持を持った答弁をせられておる。ここに私は、金融問題は金額の問題のほかに、融資条件の問題が当然に解明されなければならぬと思つて、たとえば担保物件の問題がやかましいならば、持ち込み担保による融資をなせ認めてはいかぬか、私はそういうふうな面につきまして、ま

いて、そこらの配慮をなお十分にしたいのであります。

私が以上申し上げました金融問題は、主として繊維産業に關する金融の問題であると思つて、さらに先ほど来お尋ねいたしております関連機械産業に對する金融の問題が残つておると私は考えるのであります。先ほどの御答弁によりますれば、本法案の施行によつて関連産業に影響がある事實は認められておる。影響があるという事實は、生産水準の低下であると思つて、生産水準の低下であるとするならば、いろいろな諸施策の効果の上るまでに、当然に機械部門におけるつなぎ資金その他の金融問題が発生すると考えるのであります。これらの問題についてどういう配慮をいたしておるのであるか、まずこれを伺ひたいと思つておるのであります。

○鈴木(義)政府委員 先ほど来申し上げております通り、機械工業に對する影響は、われわれの考え方といたしましては、設備の更新及び輸出の振興によつて、できるだけ影響を少くする、こういうことをごさいます。そこで御指摘の当面的問題でございまして、現実には皆御承知の通り、大きいメーカーには注文を受けております。しかしながらこれにつきましては、これが法律の施行に伴ひまして、急激に減つてくるのではないかと、こういうふうな御質問かと存じます。その点も予想されませんが、われわれとしましては、ただいま申し上げました通り、できるだけ今後の更新需要——輸出需要を伸ばすと同時に、更新需要につきましても、この打合せにおきまして、できるだけ更新需要のありましたものにつ

ましては、繰り上げて発注してもらつたい、こう考へておるわけでありませう。それに関連しまして金融等の問題がありますれば、中小金融庫あるいは中小企業庁とよく相談しまして善処していきたい、こう考へております。

○小笠委員 この設備の更新促進のやり方、考え方の基本については、私は何の異論も申し上げておるわけじゃないのであります。問題は、具体的にどんな手を打つたら、それがうまく円滑に行くか、先ほど来申し上げましたように、本法案の問題の焦点の一つは、中小企業同士の相剋の問題であり、それをどう調整するかという問題である。繊維の側につきましては、今申し上げましたような問題があり、手も打たれなければなりません。同時に機械部門におきましても、行政運用の面において、そういう問題をじっくりと用意をしてしかるべきではないかと私は言つておるのであります。今の御答弁によりますれば、もしも必要があったら公庫等でやらせる、こういうふうなことでは、それは特別の措置をやつたということには実はならぬのであります。そこに親切なる氣持をもつてそういう配慮をして、もし不要であればけつこうであります。不要になることを望むのであります。それくらいかぬ。公庫なり商工中金に持つて行けばいいといつても、これらはいずれもやっぱり金融機関であります。金融機関というものは、私が申し上げるまでもなく、ここに政策的な金融を行おうとするならば、それに必要な準備がなければならぬと考へます。今申し上げ

た関連機械工業に對する金融の額が幾ばくなるかは私はわかりませんが、ともかく相当程度であるうと想定される以上、これに對する計画的な準備というものは、当然に本法案と同時に準備されてしかるべきものだと考へるのであります。特に担保の問題、期限の問題等にいろいろの問題があると思つておるから、せひその点につきましても、金融問題に關連して、この面も忘れぬように計画的な配慮を願ひたいと思つておるのであります。政府の答弁によりますと、この影響があるであろう機械産業部門に對する対策の一つとして、輸出の振興をあげられておる。私は、国内における需要の促進と同時に、国外への進出の二つによつて解決するほかないと思つて、この繊維機械の輸出に對して、どういうふうな従来の足取りであり、本年度以降において、どういう意圖をもつてこれを進めようとしておるか、少くとも三十一年度一〇〇でありますれば、三十一年度は設備の整理等々の關係から、これを一〇五に持つて行くのだ、あるいは一〇〇に持つて行くとかいふふうな、いろいろの予定計圖があるはずであると思つておるのであります。これらに對する計圖的な意圖をまず伺ひたいのであります。

○鈴木(義)政府委員 繊維機械の輸出の問題につきましては、足取りをい

うお話でございますが、従来の輸出実績を申し上げますと、これは一切の繊維機械を含んでおりますが、大體昭和二十四年ごろから相当出てきております。そして二十八年度の数字は、億

で申し上げますと、五十九億円でござい

ます。二十九年は非常に伸びましたわけ

で、これはいつも申し上げております通り、ペキスタン等の非常な需要がございまして、百六十三億輸出をいたしております。それから昨三十一年度は九十五億、こういう数字でございます。そこで私も、かような事態に即しましてできるだけ輸出振興会をはかるうというので、今輸出会議にかましまして、本年度の努力目標をきめております。それによりますと、最終的結論はまだでございますが、大体はこれを約九億増の百二億程度の目標にしたい、こ

ういうふうな考へておるわけでありませう。これに對しまして先ほど来御説明しております通り、市場調査あるいはアフター・サービスというような点から考へまして、業界において具体案を立てていただかしまして、それに対して國としては約二千万円の補助をしていきたい、こういうふうな考へ方でござい

ます。なおもう少し申し上げますと、この昨年の九十五億の中には特別の化學關係の、人絹關係のプラントが含まれておりました。さういふわけで、縮スフ紡機とか縮織機、さういふようなものを比べてみますと、今年はたとえばインドあるいは中南米というようなものの需要が相当ございまして、縮スフ紡機、縮スフ紡機あるいは縮織機、さういふふうなものは相当ふえております。

○小笠委員 この輸出によつて生産水準の低下を防止していこうということにつきましては、私はぜひすべての輸出振興策に先んじて、こういうふうな法案の施行の一環として強い努力を払つていただきたいということを特に希望いたします。

五

五

最後に、先般の参考人諸君の意見の中で一つ大きく問題として取り上げられておる問題は、本法案の影響から、率直にいつて過大表現の発言はいたしておるようでありますが、ただ底を流れる一つの心配は、世界に冠たる日本の繊維機械の製作技術の水準の低下を非常に憂えておられることとあります。もしも今までのいろいろなお伺いいたしましたような点についての対策が十分に参らぬといたしますならば、この心配は当然現実になって現われてくることを私は心配するものであります。この意味においていろいろな諸対策と並行して繊維機械の技術の繊維向上対策に対してどういふふうな考え方をとっていかれるのか、この点を特に伺いたいのであります。

○鈴木(義)政府委員 繊維機械関係の技術の向上という点につきましては、従来も業界において非常に努力されてきたわけでございます。先般参考人のお話にもありました通り、日本の繊維機械は繊維産業と密接不可分の関係で、それに刺激をされて技術を練磨してどんどん伸びてきている、こういう状況であります。しかしながら通産省といたしましても、従来これに対して技術関係の補助をいたしまして、二十七年から三十年におきましても応用研究で約二十五件、工業試験で五件、金額的には大体五千万円程度のものとなつておると思いますが、さような補助金を出してあります。また三十一年度におきましては、現在申請が出ております応用研究につきまして審査しておりますが、大体われわれとしては六件これに対して補助したい、こういうふうな考えております。今後かよ

うな国の補助、業界の自主的な御努力によりまして、われわれまた繊維産業との密接な関係において、できるだけ努力していきたい、こういうふうな考えております。

○小笠委員 この問題は、繊維機械が非常に世界的水準を保つておるのであります。しかも業界の自力によつてここまで来たという歴史を持つておることは御指摘の通りであります。だが一面におきまして、設備の需要が、内需中心から輸出産業への転換をある程度余儀なくされる状態になって参つておるのであります。そういうふうな背景を考えますときに、相当思い切った助成、指導というものをやらなければ、せつかく日本の技術が低下する、こういうことを心配するものであります。この点も今御答弁がございまして、応用研究の助成、工業化実施試験に対する助成金というものもございましょう。さらに公立、官立の試験所の動員の問題もございましょう。いろいろな問題を集中して、この問題につきましては、私は、輸出産業として将来大きく伸び得る一つの産業であると考えてるがゆえに、この法案を契機として強い指導体制を樹立されることを特にお願いしたいのであります。

以上本法案をめぐりまする諸問題、今日まで審議されました諸問題を総合いたしましたして、問題を二つに分けて御質問を申し上げます。政府の見解を伺つたわけでありまして、繰返し申し上げますが、本法案の成否はあくまでも行政運用の妙にあるところが多大であります。先般の参考人の公述の中に、本法案と並列して関連機械産業の保護立法をしたらどうかというふうな要請もあつ

たようでありまして、私どもの考えでは、保護立法をすべき法律事項はないようでありまして、あくまでも行政面にゆだねられた問題が山積いたしましたと考えておるものであります。こういう意味におきまして、今日今までお伺いいたしました点について十分の御配慮をお願い申し上げます。私の質問を終ることにいたします。

○鹿野委員 代理 中崎敏君。さて先ほど質疑応答の中において、設備更新打合せといふことが、そういうふうなものをやっていると、こういうことが発言されたのであります。これは単なる運用でやつていくのか、あるいは一つの法律の内容に盛り込んで、それができ上つたものから発動していくものか、その形態についてお尋ねしたいのであります。

○鈴木(義)政府委員 これはこの法律の施行と関連してかような促進協議会を設けてやるわけでございますが、法律の規定に基いてやるというものではございません。従来同じ性質のものを、実は中小企業安定法第二十九条の発動の際に作りまして、同じような考え方で、同じような方法で進めていたわけでありまして、今回さらにわれわれとしてはこれをできるだけ強くやっていきたい、こういう考えであります。

○中崎委員 繊維産業のあり方を大きく変えていくというこの繊維工業設備臨時措置法というものの出発に際しまして、一番関係の深い関連産業であるところの機械部門については合理化のいろいろな審議会などにおいて検討される際においても、ほとんどその意見をとり入れないで進められたような形跡があるのではないかと、ところでその後の状況にかんがみまして、ことに重大な影響を受けるところの繊維機械製造メーカー、関連産業の立場も十分に考慮しなければならぬということが明らかになったのであります。そうしたこともあわせて設備更新打合せといふふうなものが生まれてきたのではないかと、そういうのでございまして、設備の更新の計画等もあわせて考えていくというのでありますから、むしろこれはこの法案を修正して、そうして影響の多い産業の関係者の意見も十分に聞き、それも相当重点を置いて、繊維工業全体の計画に寄与していく、一面において設備技術の更新をはかると同時に、これによって紡績、紡織、あるいは染色、加工というふうな部門をもあわせてやつていく。言いかえれば、全体の調和を法律の実施においてやっていくんだという考え方の上に立つてこの法案を修正して、法的な機関として考えていくことはどうかということをお聞きしておきたいと思つております。

○川野政府委員 ただいま御審議を願つております法案に対しましては、政府としては原案の変更ということとは実は考えておりません。なお打合せの問題でございますが、この点につきましてはは法案と並行いたしました。更新の促進をはかりたい、かように考えておる次第であります。

○中崎委員 元來繊維工業に關係しておるところの機械産業部門というものは、ちよと車の両輪みたいな関係において、ほんとに専門的な分野に立つて、しかも相当繊維産業は広範囲な重要産業であるだけに、やっぱりこの分野の重き地位を占めておると思つておる。それを一方的に法案によつて、片方だけが強力な統制と一方的に独占的な形を持つてくれない立場を与えながら、片方は切り捨てごめん何ら考慮が払われていないというふうなことは、全く片手落ちであります。その片手落ちのことをやや考え直して、調和のとれた方向に持つていく上には、少くともそうしたような機関を設けて、そうした立場を考慮に入れるというふうな考え方をされるかということ、もう一つには、別に単独立法とでもいいますか、これに関連するところの、この機械産業についての法的措置を講ずるといふふうなやり方をしていくか、あるいはたとえ機械産業全体の合理化法案といふものが、この間こちらへ付託になっておりましたあれの中に今十九種目か考えられておるといふことではあります。あの中にならぬ形においてこの紡績機械部門をも助成、規制の対象に置くかという考え方があり得るものかどうなにかをお聞きしたいのであります。

更新の促進をはかりたい、かように考えておる次第であります。

○中崎委員 元來繊維工業に關係しておるところの機械産業部門というものは、ちよと車の両輪みたいな関係において、ほんとに専門的な分野に立つて、しかも相当繊維産業は広範囲な重要産業であるだけに、やっぱりこの分野の重き地位を占めておると思つておる。それを一方的に法案によつて、片方だけが強力な統制と一方的に独占的な形を持つてくれない立場を与えながら、片方は切り捨てごめん何ら考慮が払われていないというふうなことは、全く片手落ちであります。その片手落ちのことをやや考え直して、調和のとれた方向に持つていく上には、少くともそうしたような機関を設けて、そうした立場を考慮に入れるというふうな考え方をされるかということ、もう一つには、別に単独立法とでもいいますか、これに関連するところの、この機械産業についての法的措置を講ずるといふふうなやり方をしていくか、あるいはたとえ機械産業全体の合理化法案といふものが、この間こちらへ付託になっておりましたあれの中に今十九種目か考えられておるといふことではあります。あの中にならぬ形においてこの紡績機械部門をも助成、規制の対象に置くかという考え方があり得るものかどうなにかをお聞きしたいのであります。

ここで御質問の、別の法律でできておらず機械工業振興臨時措置法、あの趣旨は大体機械工業だけの設備を合理化して、技術を向上し伸ばして欲しいというための対策でございまして、その中で当面非常に急を要します基礎的部門とか、あるいは部品部門、こういうものをしほって対象としていく、こういうことであります。繊維についての考え方といたしましては、ほかのより立ちおくれたものにつきましては、先ほど申しました通り輸出も相当伸びてきておる、技術も日本の業界関係の独自の力が相当伸びてきておる、そういう関係でございまして、むしろ繊維機械の対策といたしましては、ここで御議論をいただいておりますような需要の喚起と申しますか、需要の増進、それから輸出の振興、こういうような面が重点ではないか、かように考えます。しかし将来そういう需要が安定し繊維機械の需要もはつきりし、輸出も伸び、機械工業それ自体の設備も近代化するという事態が参りますれば、それは一、二年先のことと思っておりますが、その際にはわれわれの方といたしましては、例の機械工業の臨時措置法について、資金等の関係もございまして、将来繊維機械を入れることを考慮してよい、こういうふうな考えです。

○中崎委員 先ほど小笠委員からも発言されておったようでありまして、この五カ年間の時限立法におきまして、紡織機械産業部門の資金計画などは計画的にまだ十分でき上っていないというふうな感じられるのでありますが、この際この法案の審議の過程において、大体これは一切が経済計画といましようか、計画経済といましようか、これはいろいろな言い方がありますが、その線に沿って繊維産業のあり方を計画的に持つていくという面に立ったところの時限立法でありま。ところで今申し上げますように、機械部門については十分な考慮が払われないというのはいかに片手落ちであつて、少くとも五カ年間に於けるところの見通しは、関連産業である紡織機械の部門においても考えられなければならぬのでありますが、その資金計画その他の助成策というものを一体どういうふうにお考えになっておられますか。さしあたりこの法案の実施によつて、関連産業にどういふ影響をもたらして、それが漸次どういふ方向へ設備の更新あるいは輸出が進められていくか、その間における失業者を初めとして、打撃を受ける中小企業を初めとしてこれらの業界全体の資金需要、これに対する助成策を具体的にどうするかというところを、この際数字をもつてお示しを願いたいと思つておられます。

○中崎委員 私のお示しは、そのした抽象的な概念的なことではなく、この繊維産業そのものについての五カ年計画のおよその見通し、これが當つておるか當つていないかは別なことで、現に相対狂つておるようでありまして、いすれにしても一つの計画は持つて、大体この法律案が立案されておるのではありません。ところが関係の機械産業については、全然考慮が払われてなかつたのは事実であります。その後、やや何だか気がつきかけておるようでありまして、それにしても、今言つたように年度の初めでもありませぬし、これに対する資金計画を一体どういふふうにするのか。さら

に補助的な政策を一体どうするのか。先ほど小笠委員が言いましたように、機械産業については、イギリスなどにおいても相当積極的な助長政策をとつておる。ところが日本においては現在、首切り浅荷荷門ではありませんが、紡織機械だけはどうも——ある方面は非常な保護を受ける結果になる。ところがこの大きな犠牲者になるのは、やはり大衆である機械メーカーであることは、はつきりしているわけです。そういうふうな一方において大きな犠牲を切り捨てごめん、がまんしろ、ほつておけというごでなしに、これを何とかして最低限度において、国家的な施策から生まれたやむを得ざる犠牲であるから、これに対する適當の対策を講ずるのだというだけの用意がない限りにおいては、この法律案も片手落ちではないかというふうな考えをのべておられます。これについては、たとえば大蔵省なども御相談になつて、その後において新しく生まれた法律案であるから、この裏づけとして、資金計画はこうなんだ、担保の面において、こうなんだ。こういう条件において、一つのワクの範囲において、この機械産業についても、積極的な対策を講ずるのだというふうな一つの案が、なくちやならないのでありますが、その案を通産大臣はどういう熱意をもつて進めていこう、今後対処していこうとするのかということ、この際お聞きしておきたいのであります。

○石橋國務大臣 先ほど申しましたように、これは繊維工業の整備をするということが、ある面においてはそれに関連する繊維機械の方に、いかにも打撃を与えるようでありまして、長い目で見れば、私は機械工業に対しても決して悪い影響を与えない、こう思つております。この法案に関連して、特に繊維機械の問題を取り上げておらないことは事実であります。しかしさつき重工業局長からも申し上げたように、全体の機械としては、十分われわれは日本の機械産業の助長、育成をはかつておられますから、その中へ繊維機械も、むろん含まれて、今後考慮していくつもりであります。今特にこの法案に関連して繊維機械そのものを取り上げておらないことは事実であります。

○中崎委員 長い目で見ると言つても、これは五カ年間の時限立法であることは御存じの通りであります。それが長いといへば長いかもしれませぬが、一体その後どうなるか、この繊維産業に対してどういふ考えを持つておられるかということも、あわせてお聞きしたいのでありますけれども、今長い目で見て、果してこのままの姿において、同じような程度、同じような割合において、この機械産業が、その恩恵を受けるものとも私たちは思わな。それぞれみな立場が違う。たとえば独占的、一方的にだんだん十大筋だけが増えていくということもあり、従つてそれに依つて必ずしもこの機械産業の業者が、同じ割合において利益を受けるといふことも考えられないし、そのほか諸般の事情があつて、当面ますこの当座非常に大きな打撃、衝撃を受ける。これはかつて二十九条の発動によつて、これらの機械業者が非常に苦しみをなめて、ようやく一部分的には立ち直つておる面があるという程度のことでありまして、相當に大き

な打撃を受けておることは事実なんです。またこの法案が法律化して実施される場合において、相当大きな打撃を受けるという事は事実なんです。それを長い目で見て、五年先のことか十年先のことを考えておられたって、それは話にならぬと思う。そこで一体一年目はどうなのか、二年目はどうなのかというふうな五カ年間の期間的なものについても、そういう感覚の上に立つたところのおよそ一つの対策を大臣の方からお示し願って、金融の面についてはどうするのだ、税制の面についてはどうするのだ、そのほか予算の面においてはこういうふうなことをやって、さらに買上げについてはどうするのだというふうな、そういう措置をもあわせて、この際もう少し具体的に御説明を願わないと、なかなかわれわれもこの審議を、そのままにおいて、そうすかといつて目をつぶるわけにはいかぬということをお示し上げたいのであります。

○石橋國務大臣 さつきから申し上げますように、この法案に結びついて直接に繊維機械の保護育成策は立てておりませんが、先ほどから局長その他から御説明申し上げたように、むしろこれによって機械工業がある程度の打撃を受ける部面もあるという事は事実でありましょうから、これに対しては中小企業庁その他において研究いたしまして、融資によって機械工業の危機を救う、あるいは設備更新に対しての融資その他の方法を講ずるということは、今現に立案をしておるのです。だが立案中でありまますから、本年幾ら、来年幾らというふうなごまかいことまで御説明する段階に達しておらないの

です。○中崎委員 たとえば電力のごとき場合においても、一つの計画の上に立つて、大体系業計画もおよそ考えられておる。ことにこうした画期的な法律案でありまして、ある意味においては憲法違反だとも考えられるような、営業自由の原則を縛って、新しくこれから仕事をやろうと思ってもできない。そういうふうな非常に大きな画期的な制限をなすところの法律案なのです。それによって首を切られてほんとうに現実にひどい目にあうというのでありますから、見ようによっては、今の電力に対する五カ年計画などと比べて、決してそのウェートにおいて軽くないというふうな、こういういわゆる政府の政策によって大きな犠牲を受けるといふものであるから、これについての対策は当然政府の方で責任をもつて講ぜらるべきものだと思います。それにもかかわらず、どうもこの点については非常に熱意が何だか足りないようなふうに見受けられるのです。これは先ほど言うように、首切り浅右衛門、切り捨てごめん、われは知らぬのだというふうな、こういう無責任なあり方ではない、もう少し熱意を傾けて、この問題と取組んでいくんだというふうな熱意を、一つ大臣の方から示してもらいたいということ、私は重ね重ね申し上げておるような次第であります。

○石橋國務大臣 今の五年計画が全部できておるとは申し上げませんが、もうそれはお話のように鋭意、この影響については各方面に悪影響のないように努力してその立案をしておりますから、さしずめ三十一年度における計画については、もうほとんどまとまりか

けておりますから、もし必要があれば、数日のうちにお話しする機会があるかと思ひます。○中崎委員 この減価償却、機械の耐用年数の問題であります。先ほど質問があつて、大蔵省の方からも答弁されたようでありまして、私の目から見れば、きわめて不徹底な不満足な答弁でありまして、この問題については、大蔵省の責任のある、大臣なりあるいは政務次官、少くとも政務次官に出てきてもらつて、十分にこの問題を論議してみたいと思つております。そういう意味において、さらに時間をかしてもらいたいと思つておりますが、先ほど繊維局の方からの話によると、償却年数の問題について、具体的に案を持って大蔵省と話をしたということでありまして、その具体的な案は一体どういふふうなものであるか、たとえば精紡機についてはどう、梳紡機についてはどうというふうな、耐用年数についての具体的な申し入れがあつたものと思つておりますが、それをこの際示してもらつると同時に、現在まで一体的にはどういふ措置によって耐用年数が定められておるのか、その法的根拠をあわせて一つ大蔵省の方からお示し願つておきたいと思つております。

○佐々木説明員 耐用年数の資料は非常に事務的にごまかいものでございまして、ごらんに入れますと、こういうふうなものが出ておりますが、これほどでもないかと思ひますので、現状と、それからそれをどういふ理由によつてこういうふうにするのが適当

なんだというふうな、簡にして要を得たようなものをお手元に差し上げたらいかがかと思ひますが、それでいかがでしょうか。○中崎委員 それでけつこうです。大體の大勢をつかめるような程度に一つ御整理願つて、そしてたとえばこれはこの程度にわれわれとして政府の方へ要望すれば大蔵省の方でも一応考慮される一つの資料として出してもらえばいいわけでありまして、従いましてはうと今緊急代議士会があつて招集を受けておりますので、途中でありますが一つ質問を保留して、この次に引き続きやりたいと思ひますので、委員長の方でそうお計らい願ひたいと思ひます。○加藤(清)委員 私もきょうは機械産業の犠牲を除去することについて質問をたくさん持つて参りましたが、緊急代議士会で招集令がかかっていますので、私はこの際資料の要求だけを一応――出すか出さぬかは別として、訴えてみてきょうは放棄していただきます。と思うのであります。

その前に、私は先ほど小笠先生の御質問を伺つておりましたが、非常に感銘を深くしたわけですが、あの御質問にありましたような考え方がこの法案に盛り込まれているとするならば、これは何か言わねやで、私も反対を言う必要はございません。双手をあげて賛成でございます。至急に小笠先生の質問の内容をこの法案に充実されるようにしてもらいたい。これが本法案を通す要点だと思ひます。すなわち繊維の設備を制限して安定させようというアイデアについては、だれしも反対ではございませんが、そこから生じてくる

あまたの犠牲、その犠牲によつて倒産、首切り等々が行われますこと、このことのために反対の声が上がっているのをごいまして、それは紡績の一部にもありますし、紡績の労組にもございまして、機械の方からも修正が要望されておりますが、一番強い反対は機械産業でございます。なぜならば、そこに一番大きな犠牲があるからでございます。そこでこの犠牲を救うということが、本法案をスムーズに通過させる根本でございます。従いまして、重工業局長の腕にこの法案がかかっていると云つても過言でないと思ひます。この犠牲を除去するに當つて当然考へておかなければならない問題について以下ちよつと述べてみますから、その資料を御提出願ひたいと思ひます。

まず第一番に、現在紡績及び機械を作つてゐる企業及びそこに従事している従業員、このことはすでにわかつておることだと存じます。そこでできまする機械のことは二十九条の折に相当詳しく述べられておりますので、この際は私は紡績について、その紡績が終戦以来どのような生産過程をたどつたかがわかる統計ですね。その生産されたものが内地にどの程度売られたか。輸出にどの程度向けられたか。その内地の設備の増設にどのように向けられたか。設備の更新にどのように向けられたか。このことは二十九条の發動ですね、あのときにもこれが考え方の基礎になりまして、データとして提出されておるのでございます。そこでまず第一番にそのように今までの過去どのような状況にあつたかがわかるもの、それから二十九条のときに

どのような犠牲が行われたかのデータはきのう要求いたしましたから、きょうはそれは省きますが、さて今度この法案が通過したならば、大きな犠牲が二十九条と同じように出てくるであろうことが心配の種でございます。そこであなたたちが計画されて、これを除去するように今計画中であると、大臣の御答弁でございましたが、その計画の内容とその計画が遂行された場合にどの程度内地の更新なり――拡大ができれば更新だけであります。更新が行われるか、輸出が伸びるか。その更新と輸出の増加の量が内地の設備の増加を上回るか上回らないかというところが根本になってくる。増強は削られていくのですから増強分はなくなる。更新分と輸出分でありますが更新分と輸出分があなたの計画によって増加するとおっしゃる。その増加量が今まで使われておりました内地の設備の増強分、これに見合わないことには犠牲が出てくるという勘定になってくる。そうでしょう。それはおわかりでしょう。だから果してそれが見合うか見合わないかということがポイントになってくる。要は機械屋の希望は、何も今より仕合せになろうとか今よりせいたくになろうとかいう欲望ではございません。紡織の方は現在よりも安定しようというよりよき境地をねらうての問題でございますが、機械の方はそんな大きな欲望でなしに、もっと一段下の、現在の状況が維持されていきさえすればそれでけっこうであります。それがこわされていくから困る、こういうことあります。従いましてその点現在の状況が維持されていく、何も賃上げを要求したりあるい

は利益率の増加を願うての話ではないのでありますから、その点だけはいく御考慮に入れられます。それがわかるデータと、犠牲がわかった場合にそれを救済するところのものを至急に出していただきたい。それが完全であればもうあと何をか言わんやで、何にも言う必要はありません。それができたとたんにこの法案を通過させられたって何にもいなやでございます。ただそれができないとなると、遺憾ながらアイデアはよかつたけれども、犠牲があまりにも大きいゆえにということ、成り行きはあなたが御賢察の通りでございます。大臣も一つこの点を御賢察いただきます。この法案を無事通過させるために一つ御努力をお願いします。以上であります。

○鹿野委員長代理 加藤君の要請の問題についてはできるだけ善処いたします。

なおこの際社会党の党内事情によって暫時休憩いたします。午後再開の時刻は本会議その他の問題とにらみ合せまして相談いたしましたして、お知らせすることにいたします。

暫時休憩いたします。

午後零時三十一分休憩

〔休憩後は開会に至らなかった〕

昭和三十一年五月十五日印刷

昭和三十一年五月十六日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局